

が疾対第 2770 号
令和 6 年 8 月 19 日

一般社団法人 神奈川県精神科病院協会 会長 様

神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助追加協議に係る
整備計画書の提出に係る精神科病院等への通知について (参考送付)

本県の精神医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび標記補助金の令和 6 年度整備計画書の提出について、別添 (写) のとおり県内の精神科病院等に通知いたしましたので、御承知おきいただきますようよろしくお願い申し上げます。

問合せ先

精神保健医療グループ 勝呂 (すぐろ)

電話 (045)210-1111 内線 4727

ファクシミリ (045)210-8860

E-mail hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp

が疾対第 2770 号
令和 6 年 8 月 19 日

精神科病院管理者 様
精神病床を有する一般病院管理者 様

神奈川県健康医療局保健医療部
がん・疾病対策課長
(公 印 省 略)

令和 6 年度保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助追加協議に係る
整備計画書の提出について (通知)

本県の精神医療行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、標記の補助金について、令和 6 年 8 月 19 日付け関厚発 0819 第 40 号により関東信越厚生局長から令和 6 年度分の追加協議を行う旨の通知がありました。

つきましては、精神科病院、精神科デイケア施設等の施設整備、設備整備等にあたり本補助金の交付申請を行う場合は、事前に協議を行うための整備計画書を提出する必要がありますので、以下の関東信越厚生局のホームページに掲載の交付要綱及び本通知添付の「令和 6 年度 整備計画書提出に当たって留意すべき事項」を確認のうえ、別添の様式一覧に記載されている該当様式に御記入いただき、令和 6 年 8 月 26 日 (月) (厳守) までに御送付いただきますようお願いいたします。

なお、改築の場合、改築する病棟の精神病床数を 10%以上削減することが要件となっておりますので、御留意ください。

また、令和 6 年度に本補助金による整備予定がない場合でも、令和 6 年度から令和 10 年度までに整備を予定している場合は、上記期日までに本通知添付の「今後 5 年間の整備計画予定表」を提出してください。

○交付要綱等の電子ファイルについては、以下の関東信越厚生局のホームページからダウンロードしてください。

「関東信越厚生局のトップページ」→「業務内容」→「健康福祉課」→「地方厚生局に委任された補助金の交付等に関する業務」→「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金を申請する補助事業者（自治体、病院等関係者）の方へ・保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金について」

http://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/gyomu/bu_ka/kenko_fukushi/hoken/001.html

○整備計画書等は、以下の問合せ先メールアドレス宛に、電子ファイルで御提出ください。

問合せ先

精神保健医療グループ 勝呂

電話 (045)210-1111 内線 4727

ファクシミリ (045)210-8860

E-mail hoyo-seisin@pref.kanagawa.lg.jp

関厚発 0819 第 40 号

令和 6 年 8 月 19 日

各
〔 都 県 知 事 〕
〔 指 定 都 市 市 長 〕 殿
〔 中 核 市 市 長 〕

関東信越厚生局長



令和 6 年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助の追加協議（第 3 次）について

「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」（昭和 62 年 7 月 30 日厚生省発健医第 179 号厚生事務次官通知）の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」により行われている補助事業について、令和 6 年度の追加協議（第 3 次）を行うこととしました。

ついては、あらかじめ整備計画を把握する必要がありますので、整備計画等の様式について令和 6 年 9 月 2 日までに必着するよう提出願います。

事 務 連 絡

令和6年8月19日

各

{	都 県	}
	政令指定都市	
	中核市	

 保健衛生施設等整備費担当者 殿

関 東 信 越 厚 生 局
健康福祉部健康福祉課

令和6年度保健衛生施設等施設・設備整備費
国庫補助協議の追加協議（第3次）について

平素より公衆衛生行政の推進にご尽力をいただき、御礼申し上げます。

標記については、本日付当局局長より提出を依頼したところですが、提出にあたっては、下記に留意の上、提出をお願いします。

記

1 整備計画書等の様式について

(1) 整備計画内訳（施設整備事業のみ） ※電子媒体で提出

別添1「R6年度_整備計画内訳（施設）」のとおり。

また、特記事項があれば、様式任意で併せて御提出ください。

(2) 整備計画一覧（設備整備事業のみ） ※電子媒体で提出

別添2「R6年度_整備計画一覧（設備）」のとおり。

(3) 整備計画書 ※電子媒体で提出

別添3「R6年度_整備計画書様式」（ZIPファイル）のとおり。

各施設の様式番号については、別添4「R6年度_様式一覧」を参照してください。記載にあたっては、別添5「R6年度_留意事項」を御確認ください。

(4) 今後5年間の整備計画予定表(施設整備事業のみ) ※電子媒体で提出別添6「R6~10整備計画予定表」のとおり。

令和6年度から令和10年度に予定している整備計画について記載してください。今後の予算要求や執行方針の参考としますので、漏れがないよう記載いただくとともに、計画の追加や変更がありましたら、その都度御連絡いただくようお願いいたします。

2 提出方法について

1(1)~(3)については、別添7「【重要】電子媒体の提出方法」を参考に、電子媒体で提出してください。押印を要する書類等については、紙媒体での郵送してください。1(4)についても、電子媒体で提出してください。

なお、提出書類が大量に及ぶ場合は、郵送でも提出を求める場合もあります。

3 整備計画書等の提出期限等について

令和6年9月2日必着(厳守)

※ 提出期限に間に合わない場合は協議に応じることができませんので、期限厳守をお願いします。また、計画書提出期限後に必要に応じてヒアリングを実施するので御了知下さい。その場合、日程については別途連絡させていただきます。

4 留意事項

(1) 国庫補助所要額は、「保健衛生施設等施設・設備整備費の国庫補助について」(昭和62年7月30日厚生省発健医第179号)の別紙「保健衛生施設等施設・設備整備費国庫補助金交付要綱」(令和6年5月13日最終改正)に基づき算出してください。

(2) 整備計画が予算額を超過した場合は、予算額の範囲内で交付するため、査定を行うこととなりますので御承知おきください。

(3) 施設整備事業の整備計画提出に当たっては、計画内容をよく精査し、後で計画を変更することのないよう調整願います。

また、設備整備事業においても同様に、整備計画提出後に計画を変更することのないように御注意ください。

計画変更には原則対応できませんが、提出時点で予見できないやむを得ぬ事情により変更が生じる場合は速やかに御連絡ください。

(4) 例年、提出書類に不備が散見され、照会や修正に時間を要しています。最低限チェックしていただきたい事項を以下に列挙しますので、整備計画書等の提出にあたっては十分ご確認いただき、また「【別紙】提出書類及びチェック表」

も併せて御活用ください。

- ・様式に記載漏れがないか。
- ・様式に記載されている添付書類が漏れなく添付されているか。
- ・書類上の齟齬（見積書と様式上の金額が異なっている等）がないか。
- ・総事業費は補助対象となる事業費の合計であるか（補助対象外の事業費は含めない）。
- ・単位（千円単位、円単位）に間違いはないか。
- ・金額に消費税が含まれているか。
- ・歳入歳出予算書に補助金にかかる収支が記載されているか。
- ・基準額以内の計画となっているか。
- ・施設整備計画で事業が複数年度にまたがる場合、事業の進捗率を可能な限り事業の実態と合うように算出されているか。

5 その他

(1) 内示前に事業着手した場合は、補助金交付の対象外となりますので御留意ください。

※契約の締結をもって事業着手とみなします。

(2) 令和6年度保健衛生施設等施設・設備整備費補助金の要望にあたり、補助事業者及び間接事業者共に、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び保健衛生施設等施設・設備整備費交付要綱等を遵守し、申請書及び事業実績報告書の提出、消費税仕入控除の報告書の提出、確定に伴う超過交付額の返還等を遺漏なきようにお願いします。

以上

担当

関東信越厚生局健康福祉部健康福祉課健康係

安楽、福本

TEL : 048-740-0734

FAX : 048-601-1332

MAIL: anraku-shinya.80a@mhlw.go.jp

fukumoto-yoshitaka@mhlw.go.jp